

津野町経営持続化給付金について

この給付金は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受け、国の持続化給付金の対象とならない事業者に対して、事業経営の継続を下支えし、再起の糧としていただくため、事業全般に広く使える給付金を交付するものです。

1 対象事業者

- (1) 津野町内に本社（本店）を有する法人
- (2) 津野町内に店舗を有する個人事業者
- (3) 津野町内に住所を有する個人事業者（農林事業者を含む）

■対象とはならない事業者

- ・国の持続化給付金の対象となる事業者
- ・国の持続化給付金の対象外となっている業種の事業者

2 要件

- (1) 令和2年1月から6月までのうち、連続した3ヶ月（算定期間）の事業収入の平均月額が、前年（2019年）同月の3ヶ月の事業収入の平均月額と比較して、**30%以上50%未満減少**した事業者

※事業収入とは、生計上の主たる収入をいいます

- (2) 前年以前から対象事業による事業収入を得ており、令和2年6月30日までに税申告が完了していること
- (3) 給付金支給後も事業を継続すること

3 申請に必要なもの

(1) 法人の場合

- ① 交付申請書
- ② 登記事項証明書（法人名、本社の所在地及び代表者が確認できるもの）
- ③ 許認可等の写し
- ④ 前年（2019年）の事業収入（売上高）を確認できる書類

※下記の両方が必要

(A) 確定申告書別表一の控え

(B) 法人事業概況説明書の控え（毎月の事業収入を確認する書類）

- ⑤ 算定期間の事業収入（売上高）を確認できる書類

・売上台帳、帳面など

- ⑥ 通帳の写し（口座名義・番号が分かる部分）

(2) 個人事業者の場合

- ① 交付申請書
- ② 本人確認書類（免許証などの写し）
- ③ 許認可等の写し（※店舗による事業収入がある場合のみ）
- ④ 前年（2019年）の事業収入（売上高）を確認できる書類

※「(A)・(B)」もしくは「(C)・(D)」が必要

(A) 確定申告書第一表の控え

(B) 所得税青色申告決算書の控え（毎月の事業収入を確認する書類）

(C) 県民税・町民税申告書の控え

(D) 毎月の売上を確認できる書類（売上台帳、帳面など）

- ⑤ 算定期間の事業収入（売上高）を確認できる書類

・売上台帳、帳面など

- ⑥ 通帳の写し（口座名義・番号が分かる部分）

4 給付金の額及びその算定

「前年の総売上（事業収入）」

- － 「今年の連続した3ヶ月（算定期間）の事業収入の平均月額 × 12ヶ月」
- = 「給付金算定額」（千円未満切り捨て）

※上限額は法人20万円、個人事業者10万円

注1) 申請書類に虚偽の記載をし、又は当事業の実施について不正な行為をしたときには、給付金の返還を求める場合があります。

注2) 給付金は事業所得等とみなされ、課税の対象となります。

5 申請書類の受付期間

令和2年7月1日（水）～令和2年8月31日（月）

6 申請書類の提出先と問い合わせ先

提出先 津野町役場産業課 又は 津野町役場西庁舎 窓口

問い合わせ先 津野町役場産業課 TEL：0889-55-2021